民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第8条第1項の規定により、「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業」における優先交渉権者及び次点交渉権者を決定しましたので、下記のとおり公表します。

なお、同法第 11 条第 1 項の規定に基づく客観的評価の結果につきましては、審査委員会における審査講評を添えて 11 月中旬に公表する予定です。

平成 26 年 10 月 15 日

豊橋市長 佐原 光一 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 渡辺 明則

1 事業の概要

(1) 事業名称

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業

(2) 事業場所

豊橋市神野新田町地内ほか

(3) 事業期間

- ① 設計・建設期間:事業契約締結日~平成29年9月30日
- ② 維持管理·運営期間:平成29年10月1日~平成49年9月30日

(4) 事業方式

BTO 方式(本施設の設計・建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して本施設と既存施設の維持管理及び運営を行う方式)

2 資格審査

市は、3 グループが提出した参加表明書及び参加資格確認申請書等を審査し、3 グループのすべてが参加資格要件を満たしていることを確認しました。

3 審査結果

項目	配点	グループ		
		Aグループ	Bグループ	Cグループ
総合評価点数	100 点	86.71 点	64.58 点	70.68 点
(提案価格の得点+内容評価の得点)				

※評価項目ごとの得点は、審査講評において公表します。

4 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

事業者選定基準(平成26年4月21日公表)に基づき、審査委員会が提案内容等の審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定し、市は、その結果を踏まえ、次のとおり優先交渉権者と次点交渉権者を決定いたしました。

優先交渉権者

Aグループ 代表企業 JFE エンジニアリング株式会社

構成企業 鹿島建設株式会社

鹿島環境エンジニアリング株式会社

株式会社オーテック

協力企業 中日本建設コンサルタント株式会社

次点交渉権者

C グループ 代表企業 豊田通商株式会社

5 今後の予定

・ 平成 26 年 10 月中旬:基本協定の締結

・ 平成 26 年 11 月中旬: 事業仮契約の締結

・ 平成 26 年 11 月中旬:審査講評等の公表

・ 平成 26 年 12 月中旬: 事業契約の締結